

A0103-03	引火性物質の入った容器の吊り上げには適正な治具を使い		
本文	引火性物質の入った容器を吊り上げるときは落下防止機能をもった治具を使うとともに、付近での火気使用を禁じること		
リスクの種類	落下漏洩、火災、負傷	関連目次・章節	
理由(何故)	引火性物質の入った容器をクレーンなどで吊る場合は、不適切な治具を使うと、落下して漏洩や火災を発生させたり、負傷することがある。		
方策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 落下防止機能のある治具を使う</li> <li>2) 高熱物がある付近での当該作業は禁止する。</li> <li>3) 付近での火気使用を中止する。</li> <li>4) 落下のおそれのある範囲は立ち入り禁止とし、縄張り等を行い、立ち入り禁止の札をかける。</li> <li>5) 作業中は監視人を置き、異常事態が起これぬように見張る。</li> </ol>		
事故例	<p>醤油工場で、ホイストでエチルアルコール入りの容器を持ち上げた時、荷台にかけた4本のフックのうち一本が外れ容器が落下した。容器からアルコールが漏れ出し、近くの反射式ストーブで着火、火災となった。(1992年10月 栃木県 食品)</p> <p style="text-align: right;">(JST 失敗知識データベース)</p>		
法的参考事項	労働安全衛生法第20条～第32条(労働者の危険、健康、障害の防止措置)		
備考			